



第6期一関市障がい福祉計画 第2期一関市障がい児福祉計画

【令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）】

共に支え合い いきいきと暮らせる
いわいの郷づくり

令和3年（2021年）3月

一関市保健福祉部福祉課



はじめに

市では、平成30年3月に「第3期一関市障がい者計画」、「第5期一関市障がい福祉計画」及び「第1期一関市障がい児福祉計画」の3つの福祉計画を「一関市障がい者プラン2018」として一体的に策定し、障がいのある方が住み慣れた地域で、その人らしい暮らしを実現できるよう、様々な施策を推進してまいりました。

このたび、「一関市障がい者プラン2018」の実施計画部分である「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」が終期を迎えることから、これまでの成果と課題を踏まえた計画の見直しを行い、SDGs（持続可能な開発目標）の「誰一人取り残さない」という基本理念も踏まえた、持続可能な障がい福祉施策を推進するため、「第6期一関市障がい福祉計画」及び「第2期一関市障がい児福祉計画」を策定いたしました。

計画策定にあたっては、障がいをお持ちの方やそのご家族、障がい福祉サービス事業者の皆様から、ご意見、ご提言をいただき、計画へ反映するよう努めたほか、一関地区障害者地域自立支援協議会でご審議をいただいたところです。

本計画の策定にあたり、ご協力をいただいた皆様にお礼を申し上げますとともに、本計画に掲げる将来像「共に支え合い いきいきと暮らせる いわいの郷づくり」の実現に向け、市民並びに関係機関・団体の皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和3（2021）年3月

一関市長 勝 部 修

目 次

第1部 総論

| | |
|--------------------|---|
| 第1章 計画の基本事項 | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 2 |
| 3 計画の期間 | 2 |
| 4 計画の点検・評価と見直し | 3 |
| 第2章 障がい者（児）をとりまく状況 | 4 |
| 1 障がい者（児）の定義 | 4 |
| 2 障がい手帳所持者と総人口の推移 | 4 |
| 3 障がい者手帳所持者数の推移 | 5 |

第2部 第6期障がい福祉計画

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1章 障がい福祉計画について | 9 |
| 1 基本方針 | 9 |
| 2 基本的理念 | 9 |
| 第2章 第5期障がい福祉計画の実績について | 11 |
| 1 令和2年度末における成果目標に対する達成状況 | 11 |
| 2 障がい福祉サービスの見込み量に対する達成状況 | 14 |
| 3 地域生活支援事業の見込み量に対する達成状況 | 16 |
| 第3章 第6期における成果目標の設定とサービスの見込み量 | 21 |
| 1 第6期計画における成果目標 | 21 |
| 2 障がい福祉サービスの見込み量とサービス確保のための方策 | 25 |
| 3 地域生活支援事業の見込み量とサービス確保のための方策 | 28 |

第3部 第2期障がい児福祉計画

| | |
|--------------------------------|----|
| 第1章 障がい児福祉計画について | 36 |
| 1 基本方針 | 36 |
| 2 基本的理念 | 36 |
| 第2章 第1期障がい児福祉計画の実績について | 37 |
| 1 令和2年度末における成果目標に対する達成状況 | 37 |
| 2 障がい児福祉サービスの見込み量に対する達成状況 | 39 |
| 第3章 第2期における成果目標の設定とサービスの見込み量 | 40 |
| 1 第2期計画における成果目標 | 40 |
| 2 障がい児福祉サービスの見込み量とサービス確保のための方策 | 42 |

第4部 計画の推進

| | |
|-------------|----|
| 第1章 計画の推進体制 | 45 |
|-------------|----|

第1部 総論

第 1 章 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

- 一関市では、平成 18 年 3 月に「障害者の偏見と差別をなくす宣言」が一関市議会で決議され、障がいのある人の人権に配慮し、住み慣れた地域でその人らしい暮らしを実現させることの実現を目指して多様な施策の推進に取り組んでおります。
平成 19 年 3 月には、障がいの有無に関わらず、市民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し支え合う、共生・協働の社会を構築していくことを基本理念とした「第 1 期一関市障がい者福祉計画」を策定し、障がい者施策の推進を図ってきました。
- 「一関市障がい者福祉計画」は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づく「障害者計画」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号、以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「障害福祉計画」を一体的に策定しているもので、「障がい者福祉計画」については 6 年ごと、「障がい福祉計画」については 3 年ごとに見直しを行ってまいりました。
- 平成 30 年 3 月には、「第 3 期一関市障がい者福祉計画」と「第 5 期一関市障がい福祉計画」として見直しを図るとともに、児童福祉法（平成 22 年法律第 164 号）の改正により、市町村障害児福祉計画の策定が義務付けられたことから、障害児通所支援などの見込み量を定める「第 1 期一関市障がい児福祉計画」もあわせて策定し、一関地区障害者地域自立支援協議会との連携のもと、相談支援の充実や福祉施設入所者等の地域生活移行や就労支援について重点的に取り組んできたところです。
- このたび、「第 5 期一関市障がい福祉計画」及び「第 1 期一関市障がい児福祉計画」の計画期間が令和 2 年度末で終了を迎えるため、国や県の障がい者施策の動向を踏まえながら地域の実情に応じた障がい福祉施策を総合的に推進するために、「第 6 期一関市障がい福祉計画」と「第 2 期一関市障がい児福祉計画」を策定するものです。
- 本市では、平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて採択された、SDGs（エスディージーズ：持続可能な開発目標）の「誰一人取り残さない」という基本理念のもと、誰もが居場所と役割を持ち活躍できる持続可能な地域社会の実現に向けた取り組みを進めており、「第 6 期一関市障がい福祉計画」と「第 2 期一関市障がい児福祉計画」においても、この基本理念を踏まえ、持続可能な障がい福祉施策を推進してまいります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来型の生活様式から「新しい生活様式」への転換が迫られていることから、障がい者福祉施策についても、ICT（情報通信技術）の活用など新しい視点での見直しを進めてまいります。

2 計画の位置づけ

- 「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」の法定上の位置づけは、次のとおりです。
 - 障がい福祉計画（障害者総合支援法 第88条第1項）
 - ⇒障がい福祉サービス及び地域生活支援事業等の提供体制の整備と、円滑な事業実施を確保するため、国の指針に沿って策定する計画です。
 - 障がい児福祉計画（児童福祉法 第33条の20第1項）
 - ⇒障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の整備と、円滑な事業実施を確保するため、国の指針に沿って策定する計画です。

- 計画の策定にあたっては、市の保健福祉分野の基本計画である「一関市地域福祉計画」の理念のもと、「一関市総合計画」や「岩手県障がい者プラン」との整合性を図るとともに、個別計画である「一関市第2期子ども・子育て支援事業計画」など関連計画と連携を図り策定されるものです。

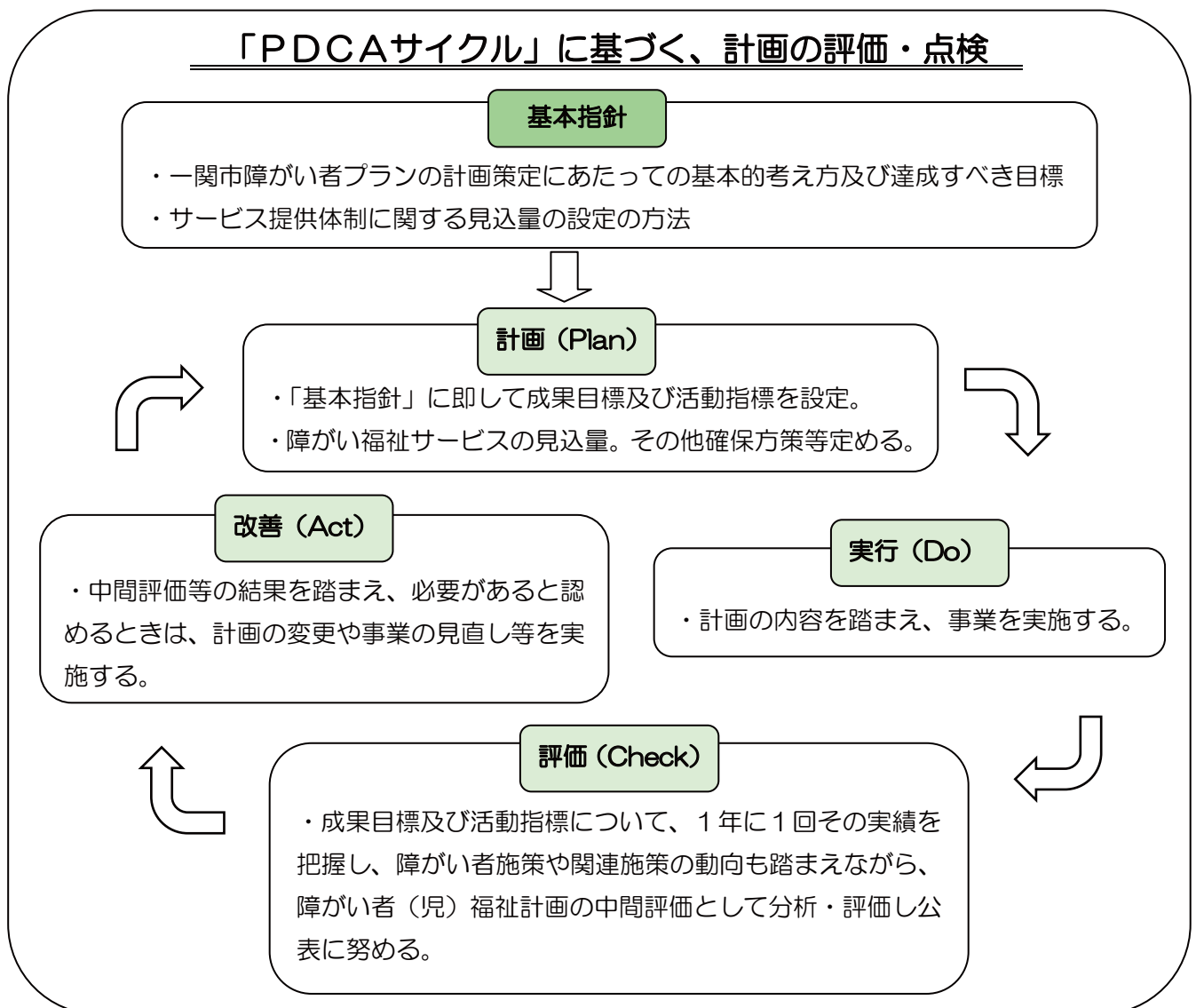
| | 27年度 (2015) | 28年度 (2016) | 29年度 (2017) | 30年度 (2018) | 元年度 (2019) | 2年度 (2020) | 3年度 (2021) | 4年度 (2022) | 5年度 (2023) |
|-------------|------------------------|----------------|----------------|--------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 一関市障がい者福祉計画 | 第2期 H24～H29年度 まで6年間 | | | 一関市障がい者プラン 2018 | | | | | |
| | 第3期 H30～R5年度まで6年間 | | | | | | | | |
| 一関市障がい福祉計画 | ← 第4期計画 → | | | ← 第5期計画 → | | | ← 第6期計画 → | | |
| 一関市障がい児福祉計画 | | | | ← 第1期計画 → | | | ← 第2期計画 → | | |

3 計画の期間

- 「第6期一関市障がい福祉計画」と「第2期一関市障がい児福祉計画」の計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間とします。

4 計画の点検・評価と見直し

- この計画の推進に当たっては、計画の実効性を確保するため、PDCA サイクルに基づき、一関地区障害者地域自立支援協議会において、計画の進捗状況の点検及び評価を行うとともに、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクルの着実な実行に努めます。
- また、現在進められている国の制度改革の動向を踏まえ、新たな障がい者制度に対応できるよう必要に応じ、中間見直しを行います。



第2章 障がい者（児）をとりまく状況

1 障がい者（児）の定義

本計画の障がい者（児）の定義は以下のとおりです。

■障がい者とは

身体障がい者、知的障がい者、又は、精神障がいがあるため継続的に日常生活また社会生活に相当な制限をうける者。〔障害者基本法 第2条〕

■身体障がい者とは

視覚障がい、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸等の内部機能の障がいがある18歳以上の者で、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者。〔身体障害者福祉法 第4条〕

■知的障がい者とは

知的機能の障がいがある発達期（概ね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある者。

■精神障がい者とは

総合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質、その他の精神疾患を有する者。〔精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第5条〕

■障がい児とは

身体に障がいがある児童、知的障がいがある児童又は精神に障がい（発達障害者支援法に規定する発達障がい児を含む。）のある児童。または障害者総合支援法に規定する難病の児童。

〔児童福祉法 第4条〕

2 障がい者手帳所持者と総人口の推移

手帳の種類別では、身体障がい者が最も多くなっています。また、手帳所持者総数の推移では、令和元年度現在7,559人で、年度によって増減がありますが、平成27年度と比較すると99人の減となり、やや減少傾向にあります。総人口も減少している背景もあり、人口に対する手帳所持者の割合の推移を見ると概ね6%台で推移しており、大きな変化は見られません。（表1）

【表1】 障がい者手帳保持者と総人口の推移（単位：人・％）

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 身体障害者手帳 | 5,543 | 5,449 | 5,248 | 5,130 | 5,100 |
| 療育手帳(知的障がい) | 1,229 | 1,251 | 1,265 | 1,290 | 1,305 |
| 精神障害保健福祉手帳 | 886 | 894 | 1,101 | 1,086 | 1,154 |
| 手帳所持者合計 | 7,658 | 7,594 | 7,614 | 7,506 | 7,559 |
| 総人口 | 122,919 | 121,411 | 119,655 | 117,814 | 115,812 |
| 割合 | 6.23 | 6.25 | 6.36 | 6.37 | 6.53 |

(人口は各年度10月1日現在) 資料:一関市

3 障がい者手帳所持者数の推移

①身体障がい者(児)の状況

令和元年度末現在の身体障害者手帳所持者数は、5,100人で、平成27年からの5年間の推移をみると、やや減少傾向にあります。(表2)

令和元年度末の年齢構成別では、18歳未満が全体の1.9%、18歳以上は全体の22.4%、また65歳以上は全体の75.7%を占めています。(表2)

障がい等級別に見ると、令和元年度末現在では「1級・2級」の重度障がい者が全体の45.2%となっています。過去5年間と比較して、どの等級においてもほぼ横ばい傾向にあります。(表3)

障がい種別では、肢体不自由が全体の56.0%と半数以上を占め、以下、内部障がい、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がいの順となっており、平成27年度以降、同様の傾向となっています。(表4)

【表2】 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在 単位：人）

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 18歳未満 | 98 (1.8) | 90 (1.6) | 91 (1.7) | 90 (1.8) | 97 (1.9) |
| 18歳～64歳 | 1,346 (24.3) | 1,322 (24.3) | 1,232 (23.5) | 1,191 (23.2) | 1,142 (22.4) |
| 65歳以上 | 4,099 (73.9) | 4,037 (74.1) | 3,925 (74.8) | 3,849 (75.0) | 3,861 (75.7) |
| 合計 | 5,543 | 5,449 | 5,248 | 5,130 | 5,100 |

()内は各年度の合計に対する比率(%) 資料:岩手県

【表3】 等級別の身体障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在 単位：人）

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|--------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1級(重度) | 1,663 (30.0) | 1,636 (30.0) | 1,608 (30.6) | 1,577 (30.7) | 1,587 (31.1) |
| 2級(重度) | 831 (15.0) | 801 (14.7) | 746 (14.2) | 722 (14.1) | 720 (14.1) |
| 3級(中度) | 871 (15.7) | 852 (15.6) | 797 (15.2) | 769 (15.0) | 762 (15.0) |
| 4級(中度) | 1,280 (23.1) | 1,274 (23.4) | 1,253 (23.9) | 1,244 (24.2) | 1,233 (24.2) |
| 5級(軽度) | 555 (10.0) | 543 (10.0) | 518 (9.9) | 502 (9.8) | 491 (9.6) |
| 6級(軽度) | 343 (6.2) | 343 (6.3) | 326 (6.2) | 316 (6.2) | 307 (6.0) |
| 合 計 | 5,543 | 5,449 | 5,248 | 5,130 | 5,100 |

()内は各年度の合計に対する比率(%) 資料:岩手県

【表4】 障がい種類別の身体障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在 単位：人）

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 視覚障がい | 455 | 445 | 420 | 395 | 379 |
| 聴覚・平衡機能障がい | 417 | 429 | 425 | 411 | 408 |
| 音声・言語・そしやく障がい | 59 | 59 | 55 | 54 | 53 |
| 肢体不自由 | 3,230 | 3,141 | 2,992 | 2,904 | 2,854 |
| 内部障がい※ | 1,382 | 1,375 | 1,356 | 1,366 | 1,406 |
| 合 計 | 5,543 | 5,449 | 5,248 | 5,130 | 5,100 |

※内部障がい…心臓、じん臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸、肝臓障がいが含まれる。 資料:岩手県

②知的障がい者（児）の状況

知的障がい者（児）の療育手帳所持者は、令和元年度末現在1,305人で、平成27年度からの5年間の推移をみると、増加傾向にあります。（表5）

等級別にみると、「A」は全体の30.7%、「B」は69.3%となっています。また、「A」「B」手帳保持者数の全体の約12.6%が18歳未満です。（表6）

【表5】 程度別療育手帳所持者数の推移（各年度末現在 単位：人）

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|--------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| A(重度) | 402 (32.7) | 401 (32.1) | 400 (31.6) | 402 (31.2) | 400 (30.7) |
| B(中軽度) | 827 (67.3) | 850 (67.9) | 865 (68.4) | 888 (68.8) | 905 (69.3) |
| 合計 | 1,229 | 1,251 | 1,265 | 1,290 | 1,305 |

()内は各年度の合計に対する比率(%) 資料：岩手県

【表6】 令和元年度程度別・年齢別療育手帳交付状況（単位：人）

| | 18歳未満 | 18歳以上 | 計 |
|--------|--------|--------|-------|
| A(重度) | 46 | 354 | 401 |
| B(中軽度) | 119 | 786 | 905 |
| 計 | 165 | 1,140 | 1,305 |
| (割合) | (12.6) | (87.4) | (100) |

()内は合計に対する割合(%) 資料：一関市

③精神障がい者の状況

精神障がい者については、精神障害者保健福祉手帳所持者と自立支援医療（通院公費負担）の受給状況により把握しています。精神障害者保健福祉手帳所持者の数は、令和元年度末現在1,154人で、平成27年度と比較すると268人の増加となっており、等級別では1級が全体の30.0%、2級が57.4%、3級が12.6%の割合となっています。（表7）

精神障がい者の自立支援医療（通院公費負担）の受給者は、令和元年度末で1,816人となり、年々増加傾向にあります。（表9）

【表7】 精神障害者保健福祉手帳保持者数の推移（各年度末現在 単位：人）

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 1級 | 335 (37.8) | 335 (37.5) | 409 (37.2) | 363 (33.4) | 346 (30.0) |
| 2級 | 441 (49.8) | 449 (50.2) | 554 (50.3) | 592 (54.5) | 663 (57.4) |
| 3級 | 110 (12.4) | 110 (12.3) | 138 (12.5) | 131 (12.1) | 145 (12.6) |
| 計 | 886 | 894 | 1,101 | 1,086 | 1,154 |

()内は各年度の合計に対する比率(%) 資料：一関市

【表8】 令和元年度等級別・年齢別精神障害者保健福祉手帳保持者数（年度末現在 単位：人）

| | 20歳未満 | 20歳～65歳 未満 | 65歳以上 | 計 |
|------|-------|---------------|--------|-------|
| 1級 | 17 | 225 | 104 | 346 |
| 2級 | 25 | 531 | 107 | 663 |
| 3級 | 7 | 128 | 10 | 145 |
| 計 | 49 | 884 | 221 | 1,154 |
| (割合) | (4.2) | (76.6) | (19.2) | (100) |

()内は合計に対する割合(%) 資料:岩手県

【表9】 自立支援医療受給者証交付状況の推移（各年度末現在 単位：人）

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 自立支援医療 | 1,637 | 1,674 | 1,752 | 1,681 | 1,816 |

資料:一関市

④難病患者の状況

難病患者数（医療受給者数）※1は、令和元年度末現在1,054人となっています。対象疾病の追加や医療の進歩等により患者数は年々増加しており、平成27年度と比較すると69人の増となっています。（表10）

難病患者に対する支援は、国・県による原因究明や治療法の開発等又は医学・療養面からの支援、障害者総合支援法の福祉サービスの利用に加え、福祉サービスの対象外となる方々に対しては「生活の質」の向上という視点から居宅生活支援事業を行っています。

【表10】 難病患者(医療受給者数)の推移（各年度末現在 単位：人）

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|-------|
| 総数 | 985 | 998 | 1,060 | 1,019 | 1,054 |

資料:岩手県

※1【難病患者】

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく指定難病患者。令和元年7月現在333疾病が指定されています。

第2部

第6期障がい福祉計画

第1章 障がい福祉計画について

1 基本方針

- 「第6期障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、本市における障がい福祉サービス及び地域生活支援事業等の提供体制の整備と、円滑な事業実施を確保するため、国の基本的な指針に沿って策定します。
- 具体的な目標値や必要なサービスの見込み量については、国の基本指針「障がい福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、地域の実情を勘案しながら設定します。

2 基本的理念

- 市民が、障がいの有無や程度にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重し、共に支え合い、いきいきと暮らせるよう障がい者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次の点に配慮して計画の策定にあたります。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

- 障がい者等が住み慣れた地域で自らが希望する暮らしを実現するために、本人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮しながら、必要なサービスや支援を受けることができるようサービス提供体制の整備を進めます。

(2) 障がいの種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

- 難病患者や発達障がい者、高次脳機能障がい者を含め、すべての障がい者等に対して、それぞれの障がい特性を踏まえたサービスや支援が受けられるよう、障がい福祉サービスを一元的に提供します。また、障がい福祉サービス事業所における感染症対策の徹底と災害時の対応の強化に取り組みます。

(3) 地域生活移行や地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

- 障がい者の自立支援の観点から、病院や福祉施設から地域生活への移行や、地域生活の継続への支援(地域定着)について、課題を掘り起こすとともにニーズを数値化し、具体的な取組を推進します。また、就労支援等の課題に対応するため、関係機関の連携強化を高め、情報を共有するとともに、サービス提供体制の整備と障がい者の生活を地域全体で支える仕組みづくりに取り組みます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

- 障がいを理由とした不利益な取り扱いや虐待等が行われないよう、「障がい」への理解の促進を図り、合理的配慮の提供に関する啓発を図ります。
- すべての市民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生

きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた仕組みづくりや、様々な分野を超えて総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う包括的な支援体制の構築に取り組みます。その際、市では次に掲げる支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備に取り組みます。

- ①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び断続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- ②相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ③ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

(5) 障がい福祉人材の確保

- 今後、障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供していくため、各事業所や関係機関と協力しながら人材確保と定着につながる仕組みづくりに取り組みます。

(6) 障がい者の社会参加を支える取組

- 地域活動をはじめ、さまざまな社会活動に障がい者等が参加しやすいよう、制度的、心理的なバリアを取り除きながら、交流活動を促進するとともに、全ての人が安心して暮らせるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組みます。

第2章 第5期障がい福祉計画の実績について

1 令和2年度末における成果目標に対する達成状況

(1) 施設入所者の地域生活への移行

- 地域生活移行とは、障害者支援施設に入所している障がい者が施設を退所し、自らが希望する地域において必要なサービスを利用し、自宅やグループホーム、アパートなどで生活するものです。
- 令和2年度末現在の施設入所者数は、249人であり、基準日（平成28年度末）から18人の増となり、当初の目標の226人を23人上回っています。
- 行動障がいを伴う重度の知的障がい者（児）等の特性から、特別に配慮された専門的な支援を必要とするニーズが高いこと、親の高齢化に伴い在宅での支援が困難になる実態があることなど、施設入所の希望者は多く、国の指針に沿った目標達成が困難な状況になっています。

●目標数値の達成状況は次のとおりです。

| 項目 | 目標数値 | 実績見込 | 備考 |
|---|------|------|--|
| 平成29年3月末時点入所者数 (A) | 231人 | | 平成28年度末の障がい福祉施設入所者数 |
| 令和2年度末の入所者数 (B) | 226人 | 249人 | 平成28年度末入所者数 231人 平成29年度末入所者数 237人 平成30年度末入所者数 252人 令和元年度末入所見込者数 249人 令和2年度末入所見込者数 249人 |
| 【目標値】 削減見込(A) - (B) * (A)の2%以上削減を目標 | 5人 | ▲23人 | 令和2年度までに、施設を退所する者の人数 (国の指針:平成28年度末入所者の2%以上削減) |
| 【目標値】 地域生活移行者数 * 過去の実績推移等の地域の実情による目標 (A)の4%相当 | 9人 | 6人 | 令和2年度までに、施設を退所し地域移行する者の人数(国の指針:平成28年度末入所者の9%以上削減) |

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がい者および保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるように、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置について、計画の最終年までの協議の場の設置に向けて検討を進めましたが、設置には至りませんでした。

●目標の達成状況は次のとおりです。

| 項 目 | 目 標 | 実績見込 | 備 考 |
|--|-----|------|-------------------------------------|
| 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 (令和2年度末までに協議の場を設置) | 設置 | 未設置 | 国の指針に基づき、圏域(一関市・平泉町)での協議の場の設置に向けて検討 |

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

- 第5期計画における福祉施設から一般就労への移行者は、令和2年度末で1人と見込んでおり、目標数値を下回る結果となっています。
- 福祉施設での就労は日中活動の場という側面があり、各事業所においては障がい特性に応じた支援をしていますが、一般就労への移行は容易でなく、国の指針に沿った目標達成は困難な状況となっています。

●目標数値の達成状況は次のとおりです。

| 項 目 | 目標数値 | 実績見込 | 備 考 |
|---------------------------------|-------|------|---|
| 平成28年度における一般就労移行者数 | 4人 | | 平成28年度において障がい福祉施設を退所し、一般就労した者の数 |
| 【目標値】 令和2年度末の一般就労移行者数 (A) | 6人 | 1人 | 令和2年度において障がい福祉施設を退所し、一般就労する者の数。(国の指針:28年度の1.5倍以上) |
| 平成28年度末の就労移行支援事業利用者数 (B) | 9人 | | 平成28年度末において就労移行支援事業を利用する者の数 |
| 【目標値】 令和2年度末の就労移行支援事業利用者数 | 11人 | 9人 | 令和2年度末において就労移行支援事業を利用する者の数 (国の指針:(B)の2割以上) |
| 平成28年度末の就労移行支援事業所数 | 1か所 | | (国の指針:平成28年度末において就労移行率が3割以上の移行支援事業所の数) |
| 【目標値】 令和2年度末の就労移行支援事業所数 | 1か所 | 1か所 | (国の指針:令和2年度末において就労移行率が3割以上の移行支援事業所の数) |
| 平成29年度の支援開始1年後の職場定着率 | 63.4% | | 平成29年度末の実績見込み率 |
| 【目標値】 令和元年度の支援開始1年後の職場定着率 | 70% | 100% | 支援開始1年後の職場定着率 ※平成30年度は事業実施の初年度のため、目標値を設置しない。 (国の指針:支援開始1年後の職場定着率を80%以上) |
| 【目標値】 令和2年度の支援開始1年後の職場定着率 | 70% | 100% | (国の指針:支援開始1年後の職場定着率を80%以上) |

(4) 地域生活支援拠点等の整備

●障がい者の地域生活を支援するために、多機能型拠点構想として地域生活支援拠点等の整備について国から示されています。圏域での設置に向けて、新規整備又は機能連携に基づく整備など整備手法や拠点の持つ機能などについて関係機関と協議を進めましたが、設置には至りませんでした。

●目標の達成状況は次のとおりです。

| 項 目 | 目標数値 | 実績見込 | 備 考 |
|------------------------------|------|------|----------------------------------|
| 地域生活支援拠点施設 令和2年度末までの整備か所数 | 1か所 | 未設置 | 国の指針に基づき、圏域（一関市・平泉町）で1か所整備に向けて検討 |

2 障がい福祉サービスの見込み量に対する達成状況

- 障がい福祉サービスは、障害者総合支援法に基づき、個々の障がい者・介護者・住居等の状況を踏まえ、介護・就労・住居・相談支援などのサービスが提供されます。
- 各サービスの達成状況は次のとおりです。

(各年度末現在 単位：時間、人/月)

| ①訪問系サービス | | | | | | | |
|----------------------------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| サービス種別 | 単位 | 30年度 | | 元年度 | | 2年度 | |
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績見込 |
| 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援・同行援護 | 時間 | 3,240 | 2,887 | 3,338 | 2,832 | 3,440 | 2,986 |
| | 利用者数 | 220 | 172 | 250 | 175 | 280 | 170 |

訪問系サービスは、一定のニーズがあるものの実績がほぼ横ばいであることから、サービス提供事業所の人員不足等により限られた日数、時間での利用にとどまっている実態が伺えます。

(各年度末現在 単位：日数、人/月)

| ②日中活動系サービス | | | | | | | |
|----------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| サービス種別 | 単位 | 30年度 | | 元年度 | | 2年度 | |
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績見込 |
| 生活介護 | 日数 | 7,258 | 7,194 | 7,476 | 7,285 | 7,700 | 7,443 |
| | 利用者数 | 394 | 385 | 418 | 389 | 443 | 387 |
| 自立訓練 (機能訓練) | 日数 | 40 | 0 | 40 | 12 | 40 | 14 |
| | 利用者数 | 2 | 0 | 2 | 1 | 2 | 1 |
| 自立訓練 (生活訓練) | 日数 | 170 | 127 | 194 | 131 | 221 | 91 |
| | 利用者数 | 10 | 7 | 12 | 7 | 14 | 5 |
| 就労移行支援 | 日数 | 200 | 198 | 200 | 171 | 220 | 154 |
| | 利用者数 | 10 | 11 | 10 | 11 | 11 | 9 |
| 就労継続支援 (A型) | 日数 | 2,456 | 2,471 | 2,555 | 2,585 | 2,657 | 2,472 |
| | 利用者数 | 124 | 116 | 133 | 123 | 142 | 117 |
| 就労継続支援 (B型) | 日数 | 6,623 | 6,454 | 6,955 | 6,864 | 7,302 | 7,337 |
| | 利用者数 | 376 | 348 | 402 | 372 | 430 | 393 |
| 就労定着支援 | 利用者数 | — | 1 | — | 1 | — | 2 |
| 療養介護 | 利用者数 | 45 | 43 | 45 | 44 | 45 | 46 |
| 短期入所 | 日数 | 320 | 247 | 320 | 246 | 320 | 208 |
| | 利用者数 | 80 | 50 | 80 | 49 | 80 | 37 |

生活介護は、介護度が高い障がい者や就労系のサービス利用が困難になった方が移行する傾向があり、日数・利用者ともに増加しています。

就労系サービスはニーズの高まりを受けて利用者数が増加しています。

(各年度末現在 単位：人/月)

| ③居住系サービス | | | | | | | |
|---------------------|------|------|-----|-----|-----|-----|------|
| サービス種別 | 単位 | 30年度 | | 元年度 | | 2年度 | |
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績見込 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 利用者数 | 160 | 174 | 163 | 177 | 167 | 159 |
| 宿泊型自立訓練 | 利用者数 | 10 | 11 | 8 | 10 | 7 | 4 |
| 施設入所支援 | 利用者数 | 234 | 252 | 230 | 249 | 226 | 245 |
| 自立生活援助 | 利用者数 | — | 0 | — | 0 | — | 0 |

共同生活援助は、在宅生活ができなくなった利用者や長期入院患者等の地域移行の受け皿として必要性が高まっています。

施設入所支援は、重度心身障がい者等、在宅での支援が困難な方の入所希望があります。

(各年度末現在 単位：人/月)

| ④相談支援サービス | | | | | | | |
|-----------|------|------|-----|-----|-----|-----|------|
| サービス種別 | 単位 | 30年度 | | 元年度 | | 2年度 | |
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績見込 |
| 計画相談支援 | 利用者数 | 202 | 189 | 216 | 244 | 232 | 265 |
| 地域移行支援 | 利用者数 | 6 | 0 | 6 | 0 | 6 | 0 |
| 地域定着支援 | 利用者数 | 2 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 |

平成 24 年度から、障がい福祉サービス利用申請の際に「サービス等利用計画」の作成が必要となり、計画相談支援サービスの利用が伸びてきています。

現在は、サービス等利用計画の作成が定着し、相談支援専門員がほぼすべてのサービス利用者を担当する体制が確立しました。

3 地域生活支援事業の見込み量に対する達成状況

- 地域生活支援事業は市町村事業であり、地域の特性や利用者の実情に応じて、効果的・効率的に事業を展開しているものです。
- 各サービスの達成状況は次のとおりです。

(各年度末現在 単位：日数、人/月)

| ①理解促進研修・啓発事業（障がい特性に対する理解を深めるための研修・啓発） | | | | | | | |
|---------------------------------------|----|------|----|-----|----|-----|------|
| 内容 | 単位 | 30年度 | | 元年度 | | 2年度 | |
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績見込 |
| 理解促進研修・啓発事業 | 回数 | 2 | 1 | 3 | 1 | 3 | 1 |

| ②自発的活動支援事業（障がい者等、その家族、地域住民等による講演会等の自発的な取り組み） | | | | | | | |
|--|------|------|----|-----|----|-----|------|
| 内容 | 単位 | 30年度 | | 元年度 | | 2年度 | |
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績見込 |
| 自発的活動支援事業 | 実施団体 | 1 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 |
| | 回数 | 1 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 |

| ③相談支援事業（相談支援事業所に相談支援に関する業務を委託） | | | | | | | |
|--------------------------------|------|------|----|-----|----|-----|------|
| 内容 | 単位 | 30年度 | | 元年度 | | 2年度 | |
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績見込 |
| 基幹相談支援センター | 設置箇所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 相談支援事業 | 実施箇所 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| 相談支援強化事業 | 実施箇所 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 住宅入居等支援事業 | 実施箇所 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |

| ④成年後見制度支援事業（申立ての費用や後見人報酬の全部または一部を補助する制度） | | | | | | | |
|--|------|------|----|-----|----|-----|------|
| 内容 | 単位 | 30年度 | | 元年度 | | 2年度 | |
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績見込 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 利用者数 | 2 | 2 | 2 | 0 | 2 | 3 |

⑤意思疎通支援事業（意思疎通を図るための支援）

| 内容 | 単位 | 30年度 | | 元年度 | | 2年度 | |
|------------------|------|------|----|-----|----|-----|------|
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績見込 |
| 手話奉仕員・要約筆記等派遣事業 | 実施箇所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 利用者数 | 17 | 18 | 18 | 19 | 18 | 12 |
| 手話通訳者設置事業 | 設置箇所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 入院時コミュニケーション支援事業 | 実施箇所 | 2 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| | 利用者数 | 3 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 |

⑥日常生活用具給付等事業（身体や知的の障がいのある方の生活を容易にするための用具給付）

| 内容 | 単位 | 30年度 | | 元年度 | | 2年度 | |
|------------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績見込 |
| 介護・訓練支援用具 | 給付件数 | 5 | 3 | 5 | 3 | 5 | 2 |
| 自立生活支援用具 | 給付件数 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| 在宅療養等支援用具 | 給付件数 | 18 | 9 | 18 | 8 | 18 | 22 |
| 意思疎通等支援用具 | 給付件数 | 20 | 18 | 20 | 20 | 20 | 18 |
| 排泄管理支援用具 | 給付件数 | 3,315 | 3,432 | 3,381 | 3,500 | 3,449 | 3,409 |
| 居宅生活動作補助用具（住宅改修） | 給付件数 | 6 | 1 | 6 | 5 | 6 | 2 |

⑦手話奉仕員養成研修事業（手話奉仕員を養成するための研修業務を委託）

| 内容 | 単位 | 30年度 | | 元年度 | | 2年度 | |
|-------------|------|------|----|-----|----|-----|------|
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績見込 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 実施箇所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| | 受講者数 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 0 |

⑧移動支援事業（社会参加や屋外での移動困難者に対する外出支援）

| 内容 | 単位 | 30年度 | | 元年度 | | 2年度 | |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績見込 |
| 移動支援 | 実施箇所 | 5 | 5 | 6 | 5 | 7 | 6 |
| | 利用者数 | 80 | 37 | 80 | 33 | 85 | 39 |
| | 延べ利用時間 | 1,300 | 1,135 | 1,300 | 1,180 | 1,400 | 1,294 |

| ⑨地域活動支援センター事業（在宅障がい者に対する小規模な機能訓練・社会適応訓練の場） | | | | | | | |
|--|------|------|-----|-----|-----|-----|------|
| 内容 | 単位 | 30年度 | | 元年度 | | 2年度 | |
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績見込 |
| 市内利用 | 実施箇所 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 利用者数 | 260 | 288 | 280 | 286 | 300 | 290 |
| 他市町村利用 | 実施箇所 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 5 |
| | 利用者数 | 3 | 4 | 3 | 4 | 3 | 6 |

| ⑩その他事業 | | | | | | | |
|------------------------------------|------|------|----|-----|----|-----|------|
| ア）訪問入浴サービス事業（訪問により居宅において入浴サービスを提供） | | | | | | | |
| 内容 | 単位 | 30年度 | | 元年度 | | 2年度 | |
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績見込 |
| 訪問入浴 | 委託先 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 |
| | 利用者数 | 20 | 12 | 21 | 11 | 21 | 8 |

| イ）日常生活支援事業（障がい特性に応じた、日常生活上必要な訓練・指導などを行う） | | | | | | | |
|--|------|------|-----|-----|-----|-----|------|
| 内容 | 単位 | 30年度 | | 元年度 | | 2年度 | |
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績見込 |
| 知的障がい者等生活訓練事業 | 実施箇所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 利用者数 | 30 | 23 | 30 | 26 | 30 | 24 |
| 視覚障がい者生活訓練事業 | 実施箇所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| | 利用者数 | 55 | 48 | 56 | 47 | 58 | 0 |
| 聴覚障がい者等生活支援事業 | 実施箇所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 利用者数 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 9 |
| 音楽療法・早期療育事業 | 実施箇所 | 3 | 2 | 3 | 3 | 3 | 4 |
| | 利用者数 | 870 | 396 | 870 | 500 | 870 | 416 |
| 精神障がい者社会訓練事業 | 実施箇所 | 8 | 7 | 8 | 7 | 8 | 7 |
| | 利用者数 | 800 | 806 | 800 | 655 | 800 | 366 |

| ウ) 日中一時支援事業（介護者の一時的休息や就労支援のための、日中の一時預かりの場） | | | | | | | |
|--|------|------|----|-----|----|-----|------|
| 内容 | 単位 | 30年度 | | 元年度 | | 2年度 | |
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績見込 |
| 日中一時支援 | 実施箇所 | 11 | 11 | 11 | 11 | 12 | 11 |
| | 利用者数 | 88 | 64 | 90 | 59 | 92 | 68 |

| エ) 巡回支援専門員整備事業（特別な支援を必要とする児童への支援等のため、市内の園への定期巡回相談等を行い早期療育の推進を図る） | | | | | | | |
|--|------|------|----|-----|----|-----|------|
| 内容 | 単位 | 30年度 | | 元年度 | | 2年度 | |
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績見込 |
| 巡回支援専門員整備事業 | 実施箇所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 巡回回数 | 70 | 76 | 70 | 67 | 70 | 70 |

| オ) レクリエーション活動等支援事業（レクリエーションやスポーツに親しむ場の提供） | | | | | | | |
|---|------|------|----|-----|----|-----|------|
| 内容 | 単位 | 30年度 | | 元年度 | | 2年度 | |
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績見込 |
| スポーツ・レクリエーション教室等開催 | 実施箇所 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 0 |

| カ) 芸術文化活動振興事業（芸術文化等に親しむ場の提供） | | | | | | | |
|------------------------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 内容 | 単位 | 30年度 | | 元年度 | | 2年度 | |
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績見込 |
| 障がい者ふれあい事業 | 実施箇所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 利用者数 | 210 | 193 | 215 | 229 | 220 | 230 |
| 障がい者福祉まつり開催 | 実施箇所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| | 利用者数 | 2,000 | 1,800 | 2,000 | 1,800 | 2,000 | 0 |

| キ) 点字・声の広報発行事業（広報の点訳や声の広報の発行） | | | | | | | |
|-------------------------------|------|------|----|-----|----|-----|------|
| 内容 | 単位 | 30年度 | | 元年度 | | 2年度 | |
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績見込 |
| 点字・声の広報等発行 | 実施団体 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 利用者数 | 20 | 19 | 20 | 19 | 20 | 19 |

ク) 知的障害者職親委託事業（登録事業主のもとで、生活指導・技能習得訓練を実施）

| 内容 | 単位 | 30年度 | | 元年度 | | 2年度 | |
|------|------|------|----|-----|----|-----|------|
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績見込 |
| 職親委託 | 委託先 | 4 | 3 | 4 | 3 | 4 | 3 |
| | 利用者数 | 5 | 4 | 5 | 3 | 5 | 3 |

第3章 第6期における成果目標の設定とサービスの見込み量

1 第6期計画における成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

- 国の方針では、福祉施設から地域生活への移行促進の成果目標として「令和元年度末時点の施設入所者の1.6%以上を削減」すること、「令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行」することが目標として設定されています。
- 福祉施設の入所者数について、本人及び介護者の高齢化、障がいの重度化などにより、施設入所の新たなニーズが発生してくることが予想されますが、国の指針に合わせ、令和元年度末と比較して1.6%の削減となる4人の削減を目標とします。
- 地域生活への移行者数として、令和元年度末の施設入所者数249人を基準とし、国の方針どおり6%を目標数値とすると、3か年で施設入所者の15人を地域移行させる目標となり、地域のニーズや実態と大きくかけ離れています。過去の実績推移等から、地域の実情に合わせた目標として、10人(4%相当)を地域生活へ移行する目標人数と設定します。
- 以上のような状況を踏まえ、令和5年度末までの施設入所者の地域移行に関する目標を次のとおり設定します。

| 項 目 | 目標数値 | 備 考 |
|---|------|---|
| 令和2年3月末時点入所者数(A) | 249人 | 令和元年度末の障がい福祉施設入所者数 |
| 令和5年度末の入所者数(B) | 245人 | 令和元年度末入所者数 249人 令和2年度末入所見込者数 249人 令和5年度末入所見込者数 245人 |
| 【目標値】 削減見込(A) - (B) * (A)の1.6%以上削減を目標 | 4人 | 令和5年度までに、施設を退所する者の人数(国の指針:令和元年度末入所者の1.6%以上削減) |
| 【目標値】 地域生活移行者数 * 過去の実績推移等の地域の実情による目標 (A)の4%相当 | 10人 | 令和5年度までに、施設を退所し地域移行する者の人数(国の指針:令和元年度末入所者の6%以上削減) |

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がい者および保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるように、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置について、岩手県及び一関地区障害者地域自立支援協議会や関係機関との検討を進め、令和3年度末までに協議の場の設置を進めます。

| 項 目 | 目 標 | 備 考 |
|--|-----|-------------------------------------|
| 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 (令和3年度末までに協議の場を設置) | 設置 | 国の指針に基づき、圏域(一関市・平泉町)での協議の場の設置に向けて検討 |

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

- 国の方針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて福祉施設から一般就労へ移行する利用者の人数を、令和5年度末には「令和元年度実績の1.27倍以上」とすることが目標として設定されています。
- 就労移行支援事業については「令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍」とすることが目標に設定されており、就労継続支援事業A型事業については「令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上」、就労継続支援事業B型事業については「令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上」を目指すことが基本とされています。
- 就労定着支援事業の利用者数については、「令和5年度における就労移行支援事業等における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること」、就労移行支援事業の利用者の定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合)が、8割以上の事業所を全体の7割以上と設定しています。
- 以上のような状況を踏まえ、令和5年度末における福祉施設から一般就労への移行に関する目標数値を次のとおり設定します。

| 項 目 | 目 標 数 値 | 備 考 |
|---|---------|---|
| 令和元年度における一般就労移行者数 (A) | 6人 | 令和元年度において障がい福祉施設を退所し、一般就労した者の数 |
| 【目標値】 令和5年度末の一般就労移行者数 | 9人 | 令和5年度において障がい福祉施設を退所し、一般就労する者の数。 (国の指針：(A)の1.27倍以上) |
| 令和元年度に就労移行支援事業から一般就労に移行した者の数(B) | 3人 | 令和元年度に就労移行支援事業から一般就労に移行した者の数 |
| 【目標値】 令和5年度に就労移行支援事業から一般就労に移行した者の数 | 4人 | 国の指針：(B)の1.30倍以上 |
| 令和元年度に就労継続支援A型事業から一般就労に移行した者の数(C) | 1人 | |
| 【目標値】 令和5年度に就労継続支援A型事業から一般就労に移行した者の数 | 2人 | 国の指針：(C)の1.26倍以上 |
| 令和元年度に就労継続支援B型事業から一般就労に移行した者の数(D) | 2人 | |
| 【目標値】 令和5年度に就労継続支援B型事業から一般就労に移行した者の数 | 3人 | 国の指針：(C)の1.23倍以上 |

| | | |
|---|-----|---|
| 【目標値】 一般就労に移行した者のうち就労定着支援事業を利用した者の割合 | 70% | 国の指針：令和5年度末における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用 |
| 【目標値】 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合 | 70% | 国の指針：就労定着支援事業の就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合）が8割以上の事業所が全体の7割以上 |

(4) 地域生活支援拠点等の整備

- 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受け入れ・対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等の整備が国から示されています。当地域における整備手法や必要な機能について、一関地区障害者地域自立支援協議会や関係機関との検討を進め、計画の最終年までの整備に向けて取り組みます。

| 項目 | 目標数値 | 備考 |
|--------------------------|------|----------------------------------|
| 地域生活支援拠点等の令和5年度末までの整備か所数 | 1か所 | 国の指針に基づき、圏域（一関市・平泉町）で1か所整備に向けて検討 |
| 地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討回数 | 1回 | 機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討を実施 |

(5) 相談支援体制の充実・強化等

- 国の方針では、令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することが目標として設定されています。当地域では既に基幹相談支援センターが設置されていますので、今後は基幹相談支援センターと連携を図りながら、当地域における相談支援体制の充実強化に向けて取り組みます。

| 項目 | 目標数値 | 備考 |
|------------------------|------|-------------------|
| 地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保 | 1か所 | 地域における相談支援体制の充実強化 |

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 近年、障がい福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、より一層、事業者が利用者に対して真に必要なサービスを適切に提供することが求められていることから、国の方針では、令和5年度末までに、市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することが目標として設定されています。
市では、令和3年度から障害者自立支援審査支払等システムの審査結果について事業者と情報共有し、サービスの質の向上に向けて取り組みます。

| 項 目 | 目 標 | 備 考 |
|---------------------------------|-----|-------------------------------|
| 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 | 構築 | 事業者との障害者自立支援審査支払等システムの審査結果の共有 |

(7) 目標達成に向けた今後の取組み

- 地域生活への移行、就労支援等の推進にあたっては、福祉・労働・教育・医療等の分野を超えた総合的な取り組みが不可欠です。取り組みを振り返り、不足していること改善できることを改めて確認する場として、一関地区障害者地域自立支援協議会の専門部会を中心に、公共職業安定所や特別支援学校、企業、医療機関等との連携を強化し情報の共有化や地域ネットワークの構築を図ります。
- 介護保険分野との連携が非常に重要となるため、介護保険制度利用に向けた課題解決のほか、支援事業者対象の合同研修や事例検討など、連携強化に向けた取り組みを積極的に推進します。
- 地域社会の障がい者に対する理解促進が重要であることから、市民への啓発や広報活動を積極的に行い、地域協同の取り組みにつながるよう努めます。
- 福祉施設入所者等の地域移行に関する実態を把握するため、一関地区障害者地域自立支援協議会や福祉施設、医療機関等の関係機関と連携しながら定期的な意向確認に努め、ニーズを共有化することで具体的な事業展開に向けた取り組みを積極的に推進します。
- 地域移行後の生活の場としてグループホームの充実を図るとともに、地域移行後の安心した生活を支援するため、相談支援体制の整備と充実を図ります。
- 就労支援については、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援や職場定着を図るための障害者就業・生活支援センターの支援を積極的に推進します。
- 市では、「一関市障害者就労施設等優先調達方針」を策定しており、毎年度調達目標額を設定して全庁的に市内の障害者就労施設からの優先調達の推進に取り組んでいます。今後も就労施設等における工賃向上や障がい者の経済的な自立に向けて、福祉的就労の充実を支援します。

2 障がい福祉サービスの見込み量とサービス確保のための方策

【見込み量】

障がい福祉サービスの見込み量は、平成 30 年度から令和 2 年度までの利用実績や増減傾向を踏まえ算出しています。

(1) 訪問系サービス

- 訪問系サービスについては、需要の動向や制度に関する情報を適切に把握し、事業者に対する情報の提供などを通じてサービス提供体制の整備に努めます。

(各年度末現在 単位：時間、人)

| サービス種別 | 単位 | 3 年度 | 4 年度 | 5 年度 |
|----------------------------------|------|--------|--------|--------|
| | | 計画 | 計画 | 計画 |
| 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援・同行援護 | 時間 | 3, 007 | 3, 284 | 3, 607 |
| | 利用者数 | 210 | 215 | 220 |

(2) 日中系サービス

- 日中活動系サービスについては、利用者の状態像の把握を通じて、利用者が適切なサービスを利用することができるよう連絡調整体制の整備に努めます。

(各年度末現在 単位：日数、人)

| サービス種別 | 単位 | 3 年度 | 4 年度 | 5 年度 |
|----------------|------|--------|--------|--------|
| | | 計画 | 計画 | 計画 |
| 生活介護 | 日数 | 7, 274 | 7, 347 | 7, 420 |
| | 利用者数 | 397 | 410 | 422 |
| 自立訓練 (機能訓練) | 日数 | 21 | 21 | 21 |
| | 利用者数 | 2 | 2 | 2 |
| 自立訓練 (生活訓練) | 日数 | 133 | 133 | 133 |
| | 利用者数 | 11 | 11 | 11 |
| 就労移行支援 | 日数 | 183 | 190 | 198 |
| | 利用者数 | 34 | 38 | 41 |
| 就労継続支援 (A型) | 日数 | 2, 585 | 2, 714 | 2, 850 |
| | 利用者数 | 132 | 139 | 147 |
| 就労継続支援 (B型) | 日数 | 6, 822 | 7, 232 | 7, 666 |
| | 利用者数 | 403 | 431 | 461 |
| 就労定着支援 | 利用者数 | 2 | 2 | 2 |
| 療養介護 | 利用者数 | 46 | 46 | 46 |
| 短期入所 | 日数 | 249 | 253 | 259 |
| | 利用者数 | 87 | 87 | 87 |

(3) 居住系サービス

- 居住系サービスについては、既存の事業所による安定したサービス提供を支えるとともに、需要動向の適切な把握に努めます。

(各年度末現在 単位：人)

| サービス種別 | 単位 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|---------------------|------|-----|-----|-----|
| | | 計画 | 計画 | 計画 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 利用者数 | 177 | 181 | 185 |
| 宿泊型自立訓練 | 利用者数 | 11 | 11 | 11 |
| 施設入所支援 | 利用者数 | 251 | 248 | 245 |
| 自立生活援助 | 利用者数 | 1 | 1 | 1 |

(4) 相談支援

- 計画相談支援については、すべての利用者に定着したことから、サービス等利用計画の質の向上が図られるよう相談支援専門員との連携に努めます。

(各年度末現在 単位：人)

| サービス種別 | 単位 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|--------|------|-----|-----|-----|
| | | 計画 | 計画 | 計画 |
| 計画相談支援 | 利用者数 | 277 | 289 | 302 |
| 地域移行支援 | 利用者数 | 6 | 6 | 6 |
| 地域定着支援 | 利用者数 | 2 | 2 | 2 |

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①保健・医療・及び福祉関係者による協議の場

- 保健・医療・及び福祉関係者による協議の場を設置し、精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができる環境づくりを推進します。

| 種別 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|--------------------------------------|-----|-------|-------|
| | 計画 | 計画 | 計画 |
| 保健・医療及び福祉関係者による協議の場の1年間の開催回数 | — | 3回 | 3回 |
| 保健・医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数 | — | 40人/回 | 40人/回 |
| 保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 | — | 1回 | 1回 |

※当圏域では協議の場が設置されていないので、令和3年度中の協議の場を設置することとし、令和4年度以降の目標を設定します。

②精神障がい者の相談支援、居住系サービスの利用

- 現在の実績をもとに、精神病床に入院している精神障がいのある人の地域移行が進むことを見込んで、相談支援、居住系サービスの見込量を設定します。

| 種別 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|--------------------|-----|-----|-----|
| | 計画 | 計画 | 計画 |
| 精神障がい者の地域移行支援の利用者数 | 2人 | 2人 | 2人 |
| 精神障がい者の地域定着支援の利用者数 | 1人 | 1人 | 1人 |
| 精神障がい者の共同生活援助の利用者数 | 52人 | 54人 | 56人 |
| 精神障がい者の自立生活援助の利用者数 | 1人 | 1人 | 1人 |

(6) 相談支援体制の充実・強化のための取組

- 基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援事業者への専門的な指導・助言、人材育成の支援、関係機関との連携強化の取組みを実施します。

| 種別 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|---------------------------------|-----|-----|-----|
| | 計画 | 計画 | 計画 |
| 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 | 5件 | 5件 | 5件 |
| 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 | 10件 | 10件 | 10件 |
| 地域の相談機関との連携強化のための取組の実施回数 | 15回 | 15回 | 15回 |

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組

- 利用者が真に必要とする障がい福祉サービスを提供していくための取組みとして、岩手県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への一関市職員の参加を促進するとともに、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果を分析し、事業者との情報共有を進めます。

| 種別 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|--|-----|-----|-----|
| | 計画 | 計画 | 計画 |
| 障がい福祉サービス等に係る各種研修の一関市職員の参加人数 | 10人 | 10人 | 10人 |
| 障害者自立支援審査支払等システムの審査結果を分析し、事業者と情報共有する場の開催回数 | 1回 | 1回 | 1回 |

(8) 発達障がい者等支援の一層の充実

- 発達障がい者及び発達障がい児（以下「発達障がい者等」という。）の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族の支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム、ピアサポート活動等の支援体制の充実を図ります。

| 種別 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|--------------------------------------|-----|-----|-----|
| | 計画 | 計画 | 計画 |
| ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講人数 | 20人 | 20人 | 20人 |
| ペアレントメンターの人数 | — | — | 1 |
| ピアサポート活動への参加人数 | — | — | 5 |

3 地域生活支援事業の見込み量とサービス確保のための方策

【見込み量】

地域生活支援事業の見込み量は、平成30年度から令和2年度までの利用実績や増減傾向を踏まえ算出しています。

①理解促進研修・啓発事業

- 障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」（コミュニケーション・建物の配慮・教育環境・固定観念など）の除去や、障がいの特性に対する理解を深めるため、研修・啓発活動を実施し地域住民への働きかけを強化します。
(各年度末現在 単位:日数、人/月)

| 内容 | 単位 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|-------------|----|-----|-----|-----|
| | | 計画 | 計画 | 計画 |
| 理解促進研修・啓発事業 | 回数 | 2 | 2 | 2 |

②自発的活動支援事業

- 障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組み（社会活動支援地域住民等に向けた講演会や研修会の開催も含む）を支援します。

| 内容 | 単位 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|-----------|------|-----|-----|-----|
| | | 計画 | 計画 | 計画 |
| 自発的活動支援事業 | 実施団体 | 1 | 1 | 1 |
| | 回数 | 1 | 1 | 1 |

③相談支援事業

- 障がい者や家族が、身近な地域において気軽に相談ができ、専門的な支援が受けられるよう、指定相談支援事業所に事業を委託するとともに、地域の相談支援の拠点として基幹相談支援センターを設置し、支援が困難な事例への対応や相談支援事業者への専門的な指導・助言を通じて相談支援の強化を図ります。

| 内容 | 単位 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|------------|------|-----|-----|-----|
| | | 計画 | 計画 | 計画 |
| 基幹相談支援センター | 設置箇所 | 1 | 1 | 1 |
| 相談支援事業 | 実施箇所 | 9 | 9 | 9 |
| 相談支援強化事業 | 実施箇所 | 2 | 2 | 2 |
| 住宅入居等支援事業 | 実施箇所 | 1 | 1 | 1 |

④成年後見制度利用支援事業

- 知的障がい者又は精神障がい者で、支援がなければ制度利用が困難である場合に、申立て費用や後見人等の報酬の全部又は一部を助成する制度ですが、制度の周知が不足しており相談件数も少ない状況です。地域包括支援センターや弁護士・司法書士などの専門職団体、社会福祉協議会など関係機関と連携しながら事業の広報・啓発を進め、障がい者の権利擁護を図ります。

| 内容 | 単位 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|--------------|------|-----|-----|-----|
| | | 計画 | 計画 | 計画 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 利用者数 | 2 | 2 | 2 |

⑤意思疎通支援事業

- 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業は、社会福祉協議会や障がい者団体と連携し、事業の広報に努めて登録者の増員を図るとともに、利用者のニーズに対応できる体制の整備に努めます。
手話通訳者設置事業として、一関市福祉事務所内に継続して障がい者相談員1名を配置します。

| 内容 | 単位 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|------------------|------|-----|-----|-----|
| | | 計画 | 計画 | 計画 |
| 手話奉仕員・要約筆記者等派遣事業 | 実施箇所 | 1 | 1 | 1 |
| | 利用者数 | 17 | 17 | 17 |
| 手話通訳者設置事業 | 設置箇所 | 1 | 1 | 1 |
| 入院時コミュニケーション支援事業 | 実施箇所 | 2 | 2 | 2 |
| | 利用者数 | 3 | 3 | 3 |

⑥日常生活用具給付事業

- 重度障がい者等に対し、排泄管理支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、自立や社会参加が促進されるよう適切な給付に努めます。

| 内容 | 単位 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|------------------|------|-------|-------|-------|
| | | 計画 | 計画 | 計画 |
| 介護・訓練支援用具 | 給付件数 | 5 | 5 | 5 |
| 自立生活支援用具 | 給付件数 | 10 | 10 | 10 |
| 在宅療養等支援用具 | 給付件数 | 10 | 10 | 10 |
| 意思疎通等支援用具 | 給付件数 | 20 | 20 | 20 |
| 排泄管理支援用具 | 給付件数 | 3,400 | 3,450 | 3,500 |
| 居宅生活動作補助用具(住宅改修) | 給付件数 | 5 | 5 | 5 |

⑦手話奉仕員養成研修事業

- 手話に興味、関心のある方が受講しやすいよう、日程やカリキュラムについて検討を進め人材育成に努めます。また、研修終了後においても手話サークル等で活動していただくことにより手話の普及啓発を図ります。

| 内容 | 単位 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|-------------|------|-----|-----|-----|
| | | 計画 | 計画 | 計画 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 実施箇所 | 1 | 1 | 1 |
| | 受講者数 | 10 | 10 | 10 |

⑧移動支援事業

- 地域の障がい者の自立した生活や社会参加を図るため、外出が困難な障がい者の移動について適切な支援を行います。

| 内容 | 単位 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|------|--------|-------|-------|-------|
| | | 計画 | 計画 | 計画 |
| 移動支援 | 実施箇所 | 5 | 5 | 5 |
| | 利用者数 | 25 | 25 | 25 |
| | 延べ利用時間 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |

⑨地域活動支援センター

●障がい者の創作活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図り、自立した生活を支援するため、地域活動支援センター事業の充実に努めます。

| 内容 | 単位 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|--------|------|-----|-----|-----|
| | | 計画 | 計画 | 計画 |
| 市内利用 | 実施箇所 | 4 | 4 | 4 |
| | 利用者数 | 300 | 300 | 300 |
| 他市町村利用 | 実施箇所 | 3 | 3 | 3 |
| | 利用者数 | 3 | 3 | 3 |

⑩その他の事業

ア) 訪問入浴サービス事業

●在宅で入浴することが困難な身体障がい者に対して、家庭に訪問して入浴サービスを提供するとともに、サービス提供事業所の確保に努めます。

| 内容 | 単位 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|------|------|-----|-----|-----|
| | | 計画 | 計画 | 計画 |
| 訪問入浴 | 実施箇所 | 3 | 3 | 3 |
| | 利用者数 | 8 | 9 | 10 |

イ) 日常生活支援事業

●障がい特性に応じ、自立生活に必要な訓練事業や早期療育事業を、関係団体と連携して実施します。

在宅の精神障がい者が気軽に集える、社会参加に向けた訓練の場を提供します。

| 内容 | 単位 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|---------------|------|-----|-----|-----|
| | | 計画 | 計画 | 計画 |
| 知的障がい者等生活訓練事業 | 実施箇所 | 1 | 1 | 1 |
| | 利用者数 | 24 | 25 | 25 |
| 視覚障がい者生活訓練事業 | 実施箇所 | 1 | 1 | 1 |
| | 利用者数 | 45 | 45 | 45 |
| 聴覚障がい者等生活支援事業 | 実施箇所 | 1 | 1 | 1 |
| | 利用者数 | 20 | 20 | 20 |
| 音楽療法・早期療育事業 | 実施箇所 | 3 | 3 | 3 |
| | 利用者数 | 350 | 350 | 350 |
| 精神障がい者社会訓練事業 | 実施箇所 | 8 | 8 | 8 |
| | 利用者数 | 800 | 800 | 800 |

ウ) 日中一時支援事業

- 障がい者の日中に活動する場を確保し、家族の就労支援や一時休息等のために利用できるよう、サービス提供事業所の確保に努めます。

| 内容 | 単位 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|--------|------|-----|-----|-----|
| | | 計画 | 計画 | 計画 |
| 日中一時支援 | 実施箇所 | 11 | 11 | 11 |
| | 利用者数 | 63 | 64 | 65 |

エ) 巡回支援専門員整備事業

- 巡回支援専門員（幼児期特別支援コーディネーター）が、特別な支援を必要とする児童への支援内容の充実を図るため、市内の保育園等への定期巡回相談を行い、専門家チームや関係機関との連携を強化し、児童の早期療育の推進を図ります。

| 内容 | 単位 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|-------------|------|-----|-----|-----|
| | | 計画 | 計画 | 計画 |
| 巡回支援専門員整備事業 | 実施箇所 | 1 | 1 | 1 |
| | 利用者数 | 70 | 70 | 70 |

オ) レクリエーション活動等支援事業

- 岩手県障がい者スポーツ大会への参加を支援するほか、障がい種別に応じたスポーツ教室やレクリエーションを開催し、障がい者にスポーツを親しむ機会を提供します。

| 内容 | 単位 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|--------------------|------|-----|-----|-----|
| | | 計画 | 計画 | 計画 |
| スポーツ・レクリエーション教室等開催 | 実施箇所 | 3 | 3 | 3 |

カ) 芸術文化活動振興事業

- 障がい者ふれあい交流施設「サン・アビリティーズー関」の事業の充実を図り、利用者の声を反映させながら、障がいの有無に関わらず、誰もが楽しく交流ができる機会を提供します。

| 内容 | 単位 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|-------------|------|-------|-------|-------|
| | | 計画 | 計画 | 計画 |
| 障がい者ふれあい事業 | 実施箇所 | 1 | 1 | 1 |
| | 利用者数 | 225 | 230 | 235 |
| 障がい者福祉まつり開催 | 実施箇所 | 1 | 1 | 1 |
| | 利用者数 | 2,000 | 2,000 | 2,000 |

キ) 点字・声の広報発行事業

●視覚障がい者のニーズを把握し、広報の点訳や声の広報を継続します。

| 内容 | 単位 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|------------|------|-----|-----|-----|
| | | 計画 | 計画 | 計画 |
| 点字・声の広報等発行 | 実施箇所 | 2 | 2 | 2 |
| | 利用者数 | 20 | 20 | 20 |

ク) 知的障害者職親委託事業

●市に登録された職親との連携を強化し、職親の下で生活指導や技能習得訓練を受けている知的障がい者の地域移行や一般就労に向けて支援していきます。

| 内容 | 単位 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|------|------|-----|-----|-----|
| | | 計画 | 計画 | 計画 |
| 職親委託 | 実施箇所 | 3 | 3 | 3 |
| | 利用者数 | 4 | 4 | 4 |

参 考

| ○訪問系 | サービス内容 |
|---------------------|---|
| 居宅介護 | ヘルパーが自宅での入浴・排泄及び食事の介助や家事援助を行う。 |
| 重度訪問介護 | 重度の障がい者で常時介護を必要とする方に自宅での入浴、排泄及び食事の介助や外出時の移動の介護を行う。 |
| 同行援護 | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う。 |
| 行動援護 | 知的障がいや精神障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するときに必要な支援や介護を行う。 |
| 重度障害者等 包括支援 | 重度の肢体不自由で常時介護が必要な障がいのある方に、居宅介護等の複数のサービスを行う。 |
| ○日中系 | サービス内容 |
| 生活介護 | 常に介護が必要な方に、施設での入浴、排泄、食事の介護および創作的活動などの機会を提供する。 |
| 自立訓練 (機能訓練) | 身体に障がいのある方が、地域で生活するために必要な身体機能や生活能力の向上を計るための支援を行う。 |
| 自立訓練 (生活訓練) | 知的障がいや身体障がいのある方が自立した生活を送れるよう日常生活に関する訓練、助言や相談の支援を行う。 |
| 就労移行支援 | 障がいのある方が一般就労を希望する場合に、就労に必要な機能及び能力向上のための訓練等の支援を行う。 |
| 就労継続支援 A 型 | 雇用契約に基づき、生産活動等の機会を提供するほか、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練等の支援を行う。 |
| 就労継続支援 B 型 | 生産活動等の機会を提供するほか、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練等の支援を行う。 |
| 就労定着支援 | 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う。 |
| 療養介護 | 医療と介護が必要な障がいがある方に、医療機関での機能訓練、療養上の管理及び看護等を行う。 |
| 短期入所 | 自宅で障がいのある方を介護する人が病気などの場合、短期間、施設に入所して、入浴、排泄及び食事などの介護を行う。 |
| ○居住系 | サービス内容 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 地域にある共同生活を行なう居住で、夜間や休日において相談や日常生活の支援を行う。 |
| 宿泊型自立訓練 | 知的障がいや精神障がいのある方に、宿泊により食事などの日常生活能力を向上させる訓練や、相談支援を行う。 |

| | |
|--------|--|
| 施設入所支援 | 施設に入所に入所した障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ及び食事の介護や、生活に関する相談支援を行う。 |
| 自立生活援助 | 施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）等を利用していただ障がい者で、一人暮らしへの移行を希望している方に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた・相談・助言等を行う。 |

| ○相談支援 | サービス内容 |
|-------------|--|
| 計画相談支援（児・者） | サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、面談等によりきめ細かく支援を行う。 |
| 地域移行支援 | 障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する 18 歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う。 |
| 地域定着支援 | 居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。 |

第3部
第2期障がい児福祉計画

第1章 第2期障がい児福祉計画について

1 基本方針

- 一関市障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための計画として策定するものであり、「第2期障がい児福祉計画」として、「第6期障がい福祉計画」と一体的に策定します。
- 具体的な目標値や必要なサービスの見込み量については、国の「障がい福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、地域の実情を勘案しながら設定します。

2 基本的理念

- 市では、本計画と関連する「一関市子ども・子育て支援事業計画」において基本理念を「子育てに喜びを感じ、家族の絆と地域と地域で支え合うまちづくり」と明確にしています。それを踏まえながら、障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児本人にとって最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援するため、次の点に配慮して計画の策定にあたります。

(1) 障がい児支援の提供体制の構築

- 障がい児及びその家族に対し、発達が気になる段階から継続的な支援を行うとともに、障害児通所支援及び障害児相談支援などの必要なサービスが身近な地域で提供できるように、地域における支援体制の充実を図ります。
- 障がい児及びその家族が、各ライフステージごとに障がい児本人にとって最善のサービスを身近な地域で受けられるよう、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の整備を進めます。
- 障がい児が福祉サービスを利用することで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。
- 特別な支援が必要な、重症心身障がい児や医療的ケア児の支援を進めるため、その人数やニーズの把握に努めるとともに、保健、医療、障がい福祉、教育等の関係機関と連携を図りながらサービス提供体制の整備に努めます。

第2章 第1期障がい児福祉計画の実績について

1 令和2年度末における成果目標に対する達成状況

(1) 児童発達支援センターの設置

- 国の方針では、令和2年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本としており、市では平泉町や関係機関と連携を図りながら、圏域での設置に向けて検討を進めましたが、施設の設備基準など様々な課題の解決が必要なため、設置には至りませんでした。

| 項目 | 目標数値 | 実績見込 | 備考 |
|---------------|------|------|----------------------------------|
| 児童発達支援センターの設置 | 1か所 | 未設置 | 令和2年度末までに圏域（一関市・平泉町）で1か所整備に向けて検討 |

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

- 国の方針では令和2年度末までにすべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としていました。当市においては、保育所等訪問支援を利用できる事業所が2か所設置されており、目標を達成していますので、引き続き事業所継続について支援します。

| 項目 | 目標数値 | 実績見込 | 備考 |
|---------------------|------|------|---|
| 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 | 2か所 | 2か所 | 令和2年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築 |

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

- 国の方針では、令和2年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本としていました。当市では、既に1か所の事業所で設置されており、目標を達成しておりますので、引き続き事業所継続について支援します。

| 項目 | 目標数値 | 実績見込 | 備考 |
|------------------------------------|------|------|--|
| 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保 | 1か所 | 1か所 | 令和2年度末までに、すべての市町村において、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保 |

(4) 医療的ケア児支援のための協議の場の設置

- 国の方針では医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本としていました。当市では、平成31年3月に平泉町とともに一関地区障害者地域自立支援協議会こども部会を圏域における協議の場として設置しました。今後、具体的な支援策について関係機関等と協議を進めます。

| 項 目 | 目標数値 | 実績見込 | 備 考 |
|-------------------|------|------|---------------------------------|
| 医療的ケア児に対する協議の場の設置 | 1か所 | 1か所 | 平成30年度末までに圏域（一関市・平泉町）での設置に向けて検討 |

2 障がい児福祉サービスの見込み量に対する達成状況

●障がい児を対象とした福祉サービスは、児童福祉法に基づいて提供され、市町村では障がいの特性や年齢、保護者の状況などを踏まえて、障害児通所支援等のサービスを提供しています。

●各サービスの達成状況は次のとおりです。

(各年度末現在 単位：日数・人/月)

| サービス種別 | 単位 | 30年度 | | 元年度 | | 2年度 | |
|-------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績見込 |
| 児童発達支援 | 日数 | 315 | 247 | 318 | 212 | 321 | 225 |
| | 利用者数 | 131 | 105 | 132 | 94 | 133 | 88 |
| 放課後等デイサービス | 日数 | 1,616 | 1,592 | 1,940 | 1,621 | 2,328 | 1,777 |
| | 利用者数 | 159 | 162 | 190 | 163 | 226 | 179 |
| 保育所等訪問支援 | 日数 | 24 | 22 | 25 | 22 | 26 | 26 |
| | 利用者数 | 24 | 22 | 25 | 21 | 26 | 24 |
| 障害児相談支援 | 利用者数 | 43 | 66 | 48 | 69 | 53 | 72 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 利用者数 | - | 0 | - | 0 | - | 0 |

児童発達支援の利用日数については、計画より少ない実績となっておりますが、市担当課や事業所と連携を図りながら、支援の必要な児童が確実に利用できるよう調整を図っております。今後、より多くの児童が利用できるよう、提供体制の充実が必要となっております。

放課後等児童デイサービスについては、年々ニーズの高まりとともに利用者数が大きく伸びていますが、事業所の所在が一関地域に偏在していることから、障がい児とその保護者が利用しやすい環境の整備が必要です。

第3章 第2期における成果目標の設定とサービスの見込み量

1 第2期計画における成果目標

(1) 児童発達支援センターの設置

- 第1期計画における国の方針では、令和2年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本としていましたが、当圏域においては設置には至りませんでした。

第2期計画においても、国県の制度等の情報収集を図り、社会資源の掘り起こしや働きかけを行うとともに、一関地区障害者地域自立支援協議会をはじめとする関係機関との連携を図りながら、圏域での設置に向けて引き続き検討します。

| 項目 | 目標数値 | 備考 |
|---------------|------|----------------------------------|
| 児童発達支援センターの設置 | 1か所 | 国の指針に基づき、圏域（一関市・平泉町）で1か所整備に向けて検討 |

※児童発達支援センター

施設の有する児童発達支援の専門機能を生かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行う、地域の中核的な療育支援施設。

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

- 国の方針では令和5年度末までにすべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

当市では、保育所等訪問支援を利用できる事業所が2か所あり、目標を達成していますので、事業所継続について引き続き支援します。

| 項目 | 目標数値 | 備考 |
|---------------------|------|------------------------------|
| 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 | 2か所 | 2か所整備済み (事業所継続に向けて支援していく) |

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

- 国の方針では令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本としています。

当市では、重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを利用できる事業所が1か所あり、目標を達成していますので、事業所継続について引き続き支援してまいります。

| 項 目 | 目標数値 | 備 考 |
|------------------------------------|------|-------------------------------|
| 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保 | 1 か所 | 1 か所整備済み (事業所継続に向けて支援していく) |

(4) 医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置

- 国の方針では医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けること、及び医療的ケア児に関するコーディネーターを各市町村に配置することを基本としています。

当市では、平成 31 年3月に平泉町とともに一関地区障害者地域自立支援協議会こども部会を圏域における協議の場として設置しましたので、今後、具体的な支援策について関係機関等との協議を進めます。また、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置については、市単独での配置に向けて取り組みます。

| 項 目 | 目標数値 | 備 考 |
|---------------------|------|--|
| 医療的ケア児支援のための協議の場の設置 | 1 か所 | 一関地区障害者地域自立支援協議会こども部会を協議の場として設置済み (今後、具体的な支援策について関係機関等との協議を進める) |

2 障がい児福祉サービスの見込み量とサービス確保のための方策

【見込量】

障害児通所支援等のサービス見込み量は、平成 30 年度から令和 2 年度までの利用実績や増減傾向を踏まえて算出しています。

(1) 障害児通所支援

- 児童発達支援は、乳幼児健診や各種事業から早期療育が望ましい児童を把握し、サービス利用につながるよう関係機関との連携を強化していきます。
- 放課後等デイサービスは、児童の状態像を把握し、適切なサービスを受けることで放課後や長期休暇における療育の場を確保できるよう関係機関と調整していきます。
- 保育所等訪問支援は、児童が安定して保育所等へ通えるように訪問支援の受け入れ体制を支援します。
- 障がい児の計画相談支援は、すべての児童に定着するよう相談支援専門員との連携に努めます。
- 居宅訪問型児童発達支援は、平成 30 年度に新設された事業で、重度の障害等により外出が困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う事業です。今後、市内におけるニーズの把握を進めるとともに、必要な方が利用できるよう関係機関とともに検討を進めます。

(各年度末現在 単位：日数・人/月)

| サービス種別 | 単位 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|---------------|------|-------|-------|-------|
| | | 計画 | 計画 | 計画 |
| 児童発達支援 | 日数 | 216 | 216 | 216 |
| | 利用者数 | 84 | 84 | 84 |
| 放課後等デイサービス | 日数 | 1,761 | 1,824 | 1,889 |
| | 利用者数 | 177 | 187 | 197 |
| 保育所等訪問支援 | 日数 | 25 | 25 | 25 |
| | 利用者数 | 24 | 24 | 24 |
| 障害児相談支援 | 利用者数 | 74 | 76 | 78 |
| 居宅訪問型児童発達支援 ※ | 利用者数 | — | — | — |

※現時点で当圏域内に対応できる事業所はなく、市で支給決定した実績もないことから、見込み量設定は未定です。

(2) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

- 国の方針では医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、医療的ケア児支援のための協議の場の設置及び医療的ケア児に関するコーディネーターを各市町村に配置することを基本としています。市では、県が主催する養成研修へ保健師や保育士など受講資格を持つ職員を派遣し、コーディネーターの設置を進めます。

| サービス種別 | 単位 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|-----------------------|------|-----|-----|-----|
| | | 計画 | 計画 | 計画 |
| 医療的ケア児に関するコーディネーターの配置 | 配置人数 | 1 | 1 | 1 |

参 考

| ○障害児通所支援 | サービス内容 |
|-------------|--|
| 児童発達支援 | 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。 |
| 医療型児童発達支援 | 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的な支援が必要な児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。 |
| 放課後等デイサービス | 学校通学中の児童に、生活能力向上のための訓練等を提供し自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを支援する。 |
| 保育所等訪問支援 | 保育所等を訪問し、障がいのある児童や保育所等の職員に対して、児童が集団生活になじめるように専門的な助言を行う。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重度の障がいがあり、児童発達支援等のサービスを利用するために外出することが著しく困難な障害のある児童を対象に、事業所の支援員が児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。 |

第4部

計画の推進

第 1 章 計画の推進体制

- これらの計画は、障がいの有無に関わらず、一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し支え合い、誰もが等しくいきいきとその人らしい暮らしができる地域社会の実現を目指す「ノーマライゼーション」理念に基づく施策を推進するものです。
- この計画の推進にあたっては、市、関係機関のみならず、市民、企業、サービス事業者、障がい者団体等の地域社会を構成しているすべての力を結集し、それぞれの役割を積極的に果たしながら互いに連携・協働して取り組んでいくことが必要です。
- 市においては、庁内関係部局をはじめ全庁的に障がい者福祉施策の総合的な推進を図るとともに、障がい福祉関係団体等の意見を聴きながら施策の推進にあたります。
- 一関地区障害者地域自立支援協議会において、計画の進捗状況の点検や評価を行うとともに、地域の課題については、協議会の各専門部会において対応策を検討し、計画の着実な進展を目指します。
- また、近隣市町と協力し、広域的な調整を図りながら施策を推進して参ります。

【計画の推進体制図】

